

唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所

指定地域密着型通所介護

指定第1号通所事業（通所型サービス・通所型サービスA）

利用重要事項説明書

あなたに対する指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業（通所型サービス・通所型サービスA）利用サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人唐津市社会福祉協議会
法人の所在地	佐賀県唐津市二太子3丁目155番地4
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	会 長 笹 山 茂 成
電話番号	0955 - 70 - 2333
FAX番号	0955 - 70 - 2338

2. ご利用事業所

事業所の名称	唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所
事業所の所在地	佐賀県唐津市肥前町万賀里川953番地10
管理者名	岩 本 美 苗
電話番号	0955 - 53 - 2541
FAX番号	0955 - 53 - 2556

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	唐津市長の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
地域密着型通所介護	令和8年4月1日	4190200719	18名/日
指定第1号通所(通所型サービス)	令和6年4月1日	4171400015	
指定第1号通所(通所型サービスA)	令和5年4月1日	4171400015	10名/日

4. 事業の目的及び運営方針

事業所実施に当たっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な援助を行います。

5. 施設の概要

(1) 敷地・建物

敷 地		7, 5 7 1 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート平屋建（耐火構造）
	延べ床面積	1, 3 9 8 m ²
	利用定員	2 8 名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当たりの面積
食堂兼機能訓練室	1 室	1 0 8 m ²	3. 8 5 m ²
浴 室	3 室	8 5 m ²	一般浴室(2 室) 特殊浴室(1 室：特殊浴槽 2 台)
便所(トイレ)	2 箇所		一般トイレ(1 箇所) 身障者用トイレ(1 箇所)
休養室	1 室	1 7. 2 m ²	
相談室	1 室	1 3. 8 m ²	
消防設備	自動火災報知器・屋内消火栓・非常通報装置連動設備・消火器 誘導灯・非常用照明及び電源・スプリンクラー		

6. 職員体制

(1) 指定地域密着型通所介護事業及び指定第 1 号通所(通所型サービス)事業

従事者の職種	指定基準	職務内容
管理者	1 人(常勤・兼務)	業務の管理・指揮命令他
生活相談員	1 人以上(常勤・兼務)	申込調整・介護等計画書
介護職員	1 人以上(常勤・専従又は兼務)	通所介護等計画に沿った介護
看護職員	1 人以上(常勤・非常勤の兼務)	利用者の健康管理他
機能訓練指導員	1 人以上(常勤・非常勤の兼務)	機能の衰退防止の為の訓練

(2) 指定第1号通所(通所型サービスA)事業

従事者の職種	指定基準	職務内容
管理者	1人(常勤・兼務)	業務の管理・指揮命令他
介護職員	1人(常勤・兼務)	通所型サービスAの業務

7. 職員の勤務体制

職 種	始業時間 就業時間 (休憩時間)
管理者	8時00分～18時00分(1時間) うち、勤務時間 7時間45分
生活相談員	
介護職員	
看護職員	
機能訓練指導員	看護職員兼務

8. 営業日及び営業時間・利用の申込窓口

営業日	毎日とする。ただし12月31日から1月3日を除く。
営業時間	8時30分～17時15分まで
利用申込窓口	当施設 通所介護肥前事業所 利用申込窓口担当 生活相談員：中山 里美 電話番号 0955-53-2541

9. 事業の実施地域

通常の事業の実施地域	唐津市肥前町
------------	--------

10. 介護サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、精神的及び身体的負担の軽減に配慮した交換を必要に応じて行います。
入 浴	・入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。

機能訓練	・機能訓練指導員（所有資格：看護師）等による利用者の身体的状況等に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・血圧測定等の健康チェックを行い、その日の利用者の体調把握を行います。 ・緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継を行います。 ※協力医療機関 草場医院(内科・消化器科)
相談及び援助	・利用者及びその家族からのいかなる相談等についても誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うように努めます。 ※相談窓口担当 生活相談員：中山 里美
社会生活上の便宜	・利用者の社会的孤独感等の解消や施設での実りある時間を過ごすため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ※主なレクリエーション（年間施設行事計画に沿って実施します。） 誕生会、季節行事、ドライブ等などレクリエーションによっては、レクリエーション経費を本人に負担して頂く場合があります。
送 迎	・利用者の身体的状況及び居宅の立地状況等に配慮して、安全で迅速な送迎を行います。

（２）介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食事の提供	・業者による、季節感あふれる食事を提供致します。また利用者の状態に合わせたきめ細やかなサービスを致します。
レクリエーション行事	・施設行事に沿ってレクリエーション行事を企画します。

１１． 利用料

（１）法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	厚生労働大臣が定める基準による額 (法定代理受領サービス費の利用者自己負担分の額)
	唐津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額 (法定代理受領サービス費の利用者自己負担分の額)
法定代理のできない場合	厚生労働大臣が定める基準による額
	唐津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額

(2) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1 か月ごとに計算し請求致します。翌月 10 日頃請求書を発行します。下記の方法でお支払い下さい。

※当事業所に現金にてお支払いの場合、請求月の末日までにお支払い下さい。

ご利用できる金融機関	唐津農業協同組合、ゆうちょ銀行、佐賀銀行、唐津信用金庫
------------	-----------------------------

(3) 法定外給付

区 分	利 用 料
食費	・ 1 日 550 円（昼食代）

(4) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	要した費用の実費
本人に負担いただくことが適当であるもの	・ レクリエーション費用

12. キャンセル料

通所介護サービスを利用されている方で当日の利用をキャンセルされる場合は、前日の 17 時までに、当事業所へ昼食のキャンセルの御連絡をしてください。

ご連絡がない場合は、昼食代 550 円をいただきます。

13. 苦情の受付について

1 当事業所における苦情の受付

①当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 岩本 美苗
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日まで 8 時 30 分～17 時 15 分まで
- 電話番号 0955-53-2541
- 苦情解決責任者 事務局長 田中 寿幸
- 苦情箱 施設内に設置

②苦情処理の流れ

1. サービス利用者（家族）からの相談・苦情の申出
2. 相談・苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
3. 受け付けた相談・苦情及びその改善状況等責任者へ報告・助言。

2 行政機関その他苦情受付機関でも、苦情申し出ができます。

唐津市健康づくり部介護保険課	所在地 唐津市西城内 1 番 1 号 電話番号 0955-53-8021
佐賀県国民健康保険団体連合会 情報・介護課（苦情受付担当）	所在地 佐賀市呉服元町 7 番 28 号 佐賀県国保会館 電話番号 0952-26-1477

1 4. 第三者評価の実施

第三者評価は実施していません。

1 5. 非常災害時の対策

事業者は非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の設備等の体制に万全を期するとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に夜間及び昼間を想定した、避難・救出その他必要な訓練を利用者の方に参加して頂き実施します。またカーテン・布団等は防火性能のあるものを使用しています。

消防用設備	自動火災探知機	有り	屋内消火器	有り
	非常通報装置	有り	ガス漏れ報知器	有り
	誘導灯	有り	スプリンクラー	有り
	消火器	有り		
防火管理者	ひぜん荘所長 船岡 広子			

1 6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備 器具の利用	事業所内の居室や設備及び器具は本来の用法に従って、ご利用下さい。 これに反して破損等が生じた場合は、弁償して頂くことがあります。
喫 煙・飲 酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。また飲酒は原則的に出来ません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	所持品には名前を記入し、貴重品等をもって来所されないようにご協力下さい。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

1 7. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。またサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

1 8. 事故発生時の対応

利用者に対して、介護サービスを提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。

私は、本書面に基づいて当事業所職員（職名 氏名 ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

また、利用料については、別紙（別記１）にて説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

【利用者名】

住所 _____

氏名 _____

【利用者の家族又は代理人】

住所 _____

氏名

続柄